

日本年金機構の主要統計(令和元年度版)

(令和3年2月19日公表)
【令和元年度末現在の情報を掲載】

【適用・徴収関係】

(単位:人、事業所数、円)

① 被保険者・事業所情報 (令和元年度末現在)	国民年金		厚生年金保険(第1号)								
	被保険者数		適用事業所数		適用調査対象 事業所数(注)	新規適用事業所 【年度計】	全喪事業所 【年度計】	被保険者数			標準報酬月額の 平均(船員含む)
								船員を除く		船員	
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者				男子(坑内員含む)	女子		
		14,533,402	8,203,100	2,431,534	4,221	276,960	146,533	42,279	24,825,013	15,497,651	51,806

(注) 適用調査対象事業所：①雇用保険と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、雇用保険が適用されているが、厚生年金保険に加入していない疑いのある事業所
②新規設立法人情報と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、新規設立法人であるが、厚生年金保険に加入していない疑いのある事業所

【徴収関係(納付状況)】

(単位:万円、万人)

② 国民年金保険料納付状況	保険料納付状況(令和2年4月末現在)					国民年金保険料 納付対象者数	保険料未納者数	口座振替 納付者数
	令和元年度			過年度				
	納付月数	納付対象月数	納付率(元年度)	納付率(29年度)	納付率(30年度)			
	7,114	10,273	69.3%	76.3%	74.9%			
					871	125	291	

※現年度分の納付率については、令和2年4月末納付期限の平成31年4月～令和2年3月分のものである。
※過年度分の納付率（29年度・30年度）については、それぞれ、平成29年度分の保険料及び平成30年度分の保険料のうち、令和2年4月末までに納付された月数の割合である。
※国民年金保険料納付対象者は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いた者である。
※国民年金保険料は、本来、納付期限から2年を経過すると納めることができなかったが、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することができる仕組み（10年後納制度）が平成24年10月より開始され、平成27年9月に終了した。また、新たに過去5年間の保険料を納付することができる仕組み（5年後納制度）が平成27年10月より3年間に限り開始され、平成30年9月に終了した。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険(第1号)保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(令和元年度)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
	32,920,899,886	32,619,674,839	23,395,617	277,829,431	99.1%

【年金給付関係】

(単位:人、円)

④ 国民年金受給者情報 (令和元年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	令和2年3月末	平均年金月額	令和2年3月末	平均年金月額	令和2年3月末	平均年金月額	令和2年3月末	平均年金月額
	35,645,453	56,048	33,558,261	55,021	1,993,629	72,042	93,563	83,644

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている者を含む。
※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。
※上記のほかに、令和2年3月末現在で、27人の者が老齢福祉年金を受給している。

(単位:人、円)

⑤ 厚生年金保険(第1号)受給者情報 (令和元年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	令和2年3月末	平均年金月額	令和2年3月末	平均年金月額	令和2年3月末	平均年金月額	令和2年3月末	平均年金月額
	35,432,128	102,222	A …… 15,389,876 B …… 13,972,491	A …… 146,162 B …… 61,509	452,164	102,711	5,617,597	83,071

※「厚生年金保険（第1号）受給者」とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
※「厚生年金保険（第1号）受給者の年金額」とは、老齢給付及び遺族年金（長期）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金額である。
※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。
※「老齢給付」の種類は、A：新法の老齢厚生年金（老齢相当）と旧法の老齢年金の合計、B：新法の老齢厚生年金（通老相当）と旧法の通算老齢年金の合計である。
※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、1,226件である。（令和2年3月末現在）

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (令和元年度合計)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	44,487	469,986	33,701	336,849	10,581	94,692

※支払金額の「合計」は、「金融機関（ゆうちょ銀行を除く）」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。
※「厚生年金保険（第1号）受給者の支払金額」とは、老齢給付及び遺族年金（長期）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る支払金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金（短期）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した支払金額である。

【その他のサービス】(令和元年度送付(発行)分)

(単位:件)

⑦～⑬ 各種お知らせ等	⑦年金請求書の 事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求 書 (はがき)	⑨老齢年金の お知らせ (はがき)	⑩年金加入期間 の確認について (はがき)	⑪69歳到達年金 未請求者への お知らせ(はがき)	⑫ねんきんネット ユーザIDの発行	⑬ねんきん 定期便
	1,064,114	1,057,849	135,423	30,984	56,156	1,065,742	63,459,911

※⑦は、年金支給開始年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を、報酬比例部分の支給開始年齢である63歳(男子)、61歳(女子)又は65歳到達月の3ヶ月前に送付。
なお、平成31(令和元)年度は、男子については、報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ(62歳→63歳)の年度に該当し、平成31(令和元)年度に62歳に到達する者(昭和32年度生まれの者)が対象とならない。
※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳台前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生日の初旬に送付。
※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月末満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。
※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力してログインすることにより、年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。
※⑬は、毎年1回、誕生日に、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方に対して、ねんきん定期便を送付している件数。
※⑭は、全国の年金事務所における相談件数。
※⑮は、ねんきんダイヤルにおける総呼数に対する応答数の割合。

【相談関係】(令和元年度応対分)

(単位:件)

⑭年金事務所における 年金相談件数	⑮ねんきんダイヤル応答率
3,579,413	67.6%